



## (4) バリアフリー改修

高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>建築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、令和13年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った住宅          （例：令和8年2月1日改修→平成29年1月1日建築以前が該当）          ※併用住宅の場合は居住部分のみが対象          ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。          ※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅を除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの）          ②次のいずれかの者が居住する住宅          ・65歳以上の方（減額措置を受ける年度の賦課期日現在）・要介護認定又は要支援認定を受けている方・障がい者          ③次に該当する工事を行い、国または地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額が1戸あたり50万円を超えるもの          ・廊下の拡幅、手すりの取付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸への取替え、便所の改良、床表面の滑り止め化          ④改修後の住宅床面積が40㎡以上240㎡以下のもの          ※令和8年3月31日までに改修したものについては、住宅床面積が50㎡以上280㎡以下のもの</p>
減額内容	<p>バリアフリー改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり100㎡相当分まで）の3分の1を減額          ※省エネ改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の3分の1を減額、あわせて3分の2を減額）</p>
軽減期間	<p>工事完了の翌年度から1年間</p>
提出書類	<p>①バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書          ②改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、改修工事箇所の写真、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの）          ③該当する場合は以下の書類の写し          ・介護保険の被保険者証（要介護又は要支援認定を受けている方の場合）          ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等（障がい者の場合）          ④工事契約書等の契約日が確認できる書類          ※以上を改修工事完了後3ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線128・129) FAX:0258-62-7062